

次世代育成支援対策推進法に基づき策定し公表しておりました一般事業主行動計画について、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進の為の数値目標を追記し変更しましたのでここに公表いたします。

一般財団法人公衆保健協会行動計画

職員が男女ともにその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2024年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・年次有給休暇の取得に向けて職員に対し啓発活動を図る

目標2 所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・所定外労働の実態の把握

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・ノー残業デーを設定・実施し、残業時間の抑制を図る（各課週1回など）

目標3 男性職員の子育て目的の休暇の取得を促進する。

<対策>

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・職員のニーズの把握、各部署における問題点の検討開始

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・制度導入及び周知及び対象職員への呼びかけ

目標4 男性職員の子の育児休業（休暇）の取得を促進する。

<対策>

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・職員のニーズの把握、各部署における問題点の検討開始

2021年7月1日～2024年6月30日

- ・制度周知及び対象職員への呼びかけ

目標5 女性管理職を2名から3名以上へ増員させ、課長級以上の管理職に占める女性の割合を30%以上にする。

<対策>

2022年4月1日～2024年6月30日

- ・対象職員に対しヒアリングを実施

2022年9月1日～2024年6月30日

- ・女性活躍に関する意識啓発を行うため、業務時間内に対象となる男女職員に対し管理職育成のための研修を順次実施する（または外部講習を受講させる）

2023年4月1日～2024年6月30日

- ・管理職候補の女性職員及びその上長を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する